

## 大口町告示第6号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、平成30年3月12日から本町産業建設部建設課に備え縦覧に供する。

平成30年3月12日

大口町長 鈴木 雅博

### 1 供用及び処理開始年月日

平成30年4月1日

### 2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町下小口四丁目及び下小口七丁目の各一部

### 3 排水施設の位置

幹線名	大口右岸2-1号幹線	大口右岸3-1号幹線
起点	大口町竹田二丁目地内	大口町竹田二丁目地内
終点	大口町丸二丁目地内	大口町下小口七丁目地内
摘要	五条川右岸流域下水道3号幹線に接続	

### 4 分流式又は合流式の別

分流式

### 5 関係図書

別添のとおり

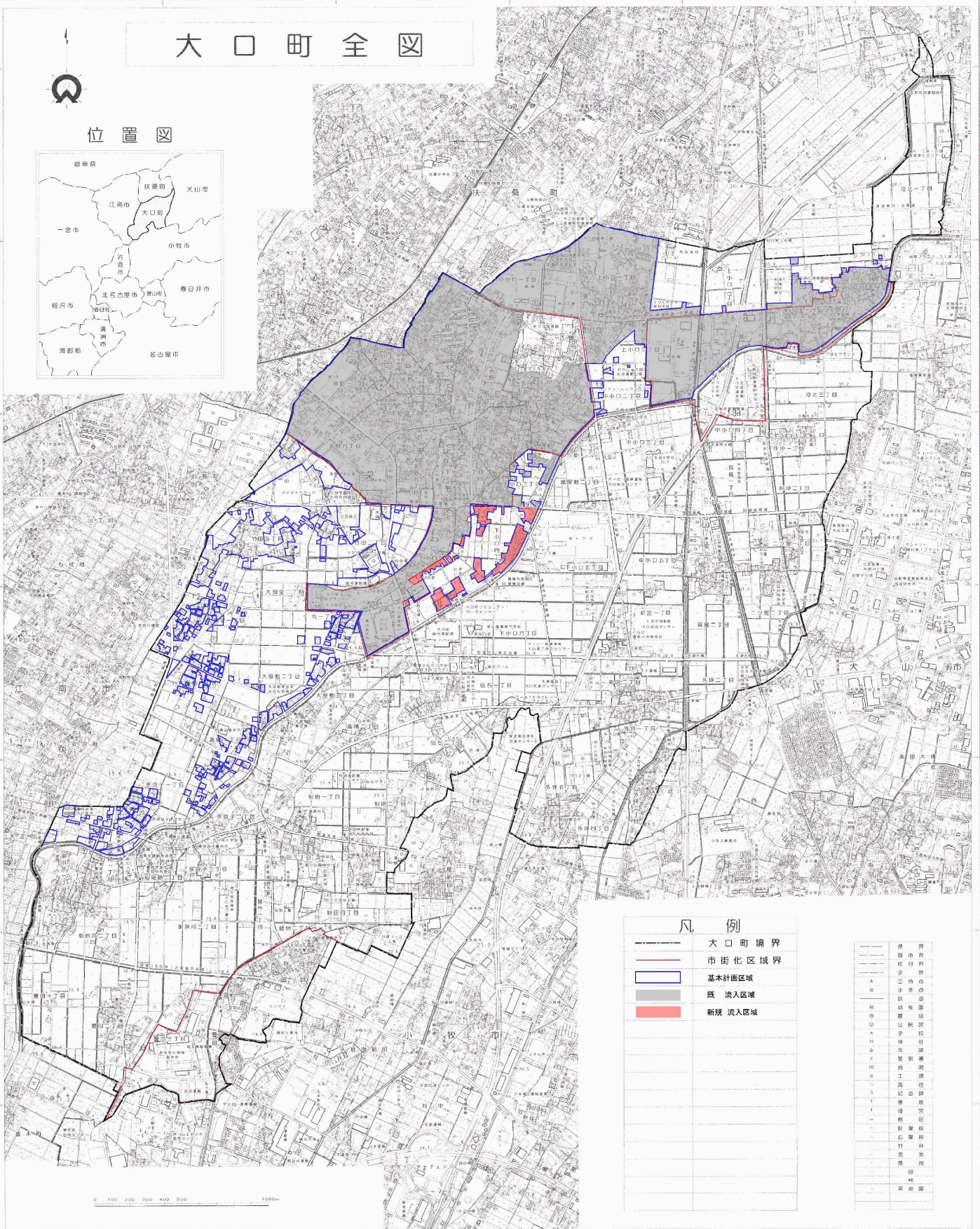
# 区域図

1:20,000地形図

## 大口町全図



### 位置図



### 凡例

- 大口町境界
- 市街化区域界
- 基本計画区域
- 既流入区域
- 新規流入区域

○	市界
○	町界
○	大字界
○	三角点
○	点
○	鉄道
○	電線
○	公民館
○	学校
○	神社
○	寺
○	公園
○	工業地帯
○	緑地
○	墓地
○	交差点
○	民権
○	神社
○	公園
○	林
○	池
○	田
○	家
○	庭



平成18年 3月作成  
 平成17年 8月 更新  
 平成17年10月 現況調査

この図面は、大口町の境界を、市界の図面を基本として作成し、調整したものである。  
 この図面は、大口町の境界を、市界の図面を基本として作成し、調整したものである。  
 この図面は、大口町の境界を、市界の図面を基本として作成し、調整したものである。